

## 大阪市女性活躍施策検討プロジェクトチーム設置要綱

### (設置趣旨)

第1条 大阪市では、平成29年1月に策定した「大阪市男女共同参画基本計画」に基づき、女性の活躍促進の取組を重点的に進めているところであり、計画のさらなる推進に向け、女性が職場においてその能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍できるよう、市及び企業・経済団体等の女性職員の協働により、働く女性を支援する施策について検討を行い、市長に施策提言を行うため、大阪市女性活躍施策検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 女性のキャリアアップの支援など、女性の能力及び活躍の機会を広げていくための方策
- (2) 仕事と子育て及び介護との両立の支援など、女性の継続就労を支えていくための方策
- (3) その他、働く女性を支援するうえで必要な方策

### (組織)

第3条 プロジェクトチームのメンバーは、市女性職員及び企業・経済団体等に属する女性職員で構成する。

- 2 市女性職員については、30歳代を中心とした40歳代半ば程度までの課長代理級以下の女性職員のうちから市長が任命する。
- 3 企業・経済団体等に属する女性職員は、プロジェクトチームの設置趣旨をふまえ、本市に協力する意向をもつ企業・経済団体等より推薦があった職員について市長が委嘱する。
- 4 プロジェクトチームに、リーダー、サブリーダーを置く。
- 5 リーダーは、プロジェクトメンバーのうちから互選された市女性職員をもって充て、プロジェクトチームの運営を統括する。
- 6 サブリーダーは、プロジェクトメンバーのうちからリーダーが指名したのもをもって充て、リーダーを補佐するとともに、リーダーに事故があるときは、その職務を代行する。

### (アドバイザースタッフ)

第4条 プロジェクトチームの検討を支援するため、検討内容に対し助言を行うアドバイザースタッフを設ける。

2 アドバイザリースタッフは、市長が指名する市部長級の女性職員及び、市長が指名する女性活躍促進施策にかかる特別顧問、特別参与をもって充てる。

3 プロジェクトチームは、検討内容に対し助言が必要なときは、アドバイザリースタッフに随時助言を求めることができる。

(関係所属の協力)

第5条 プロジェクトチームは、検討を進めるにあたり、検討内容に関連する施策を所管する所属に対し、情報の提供ほか必要な協力を要請することができる。

(会合)

第6条 プロジェクトチームの会合は、リーダーが当該会合に必要なプロジェクトメンバーを招集して行う。

2 リーダーは、必要と認めるときは、会議にプロジェクトメンバー以外の者の出席を求めることができる。

(施策提言)

第7条 プロジェクトチームは、検討結果をとりまとめ、市長に施策提言を行う。

(事務局)

第8条 プロジェクトチームの事務局は市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課が担う。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は平成29年6月5日から施行する。